

## ■空き家活用・流通促進事業(取得事業・移転事業)【手続きの流れ、必要書類】

### 補助金交付申請(住民票異動後に申請)

#### 必要な書類

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②不動産売買契約書の写し又は不動産賃貸借契約書の写し
- ③取得又は賃借する空き家等が地震に対する安全性を有していることを確認できる書類
  - (1)建築年月日が確認できる書類(次の4つのうちどれか)
    - ・建築確認済証の写し
    - ・固定資産課税台帳登録証明書(家屋)
    - ・建物登記簿謄本
    - ・その他建築工事の着工が証明できる書類
  - (2)建築年月日が昭和56年5月31日以前であった場合は次の書類
    - ・耐震補強工事結果の写し
- ④各階平面図
- ⑤同居する世帯全員分の住民票の写し(世帯主・続柄記載のもの。三世帯同居・近居に該当する場合は三世帯家庭全員分)
- ⑥同居する世帯全員分の市町村民税に未納がないことを確認できる書類(三世帯同居・近居に該当する場合は三世帯家庭全員分)(次のいずれかで3ヵ月以内に発行されたもの)
  - ア 市内での転居の場合:入居者全員分の完納証明書。非課税の方は、非課税証明書。
    - « 藤枝市役所 西館2階 納税課にて1通300円で発行 »
  - イ 市外から転入の場合:入居者全員分の最新の市町村民税納税証明書。非課税の方は、非課税証明書。
    - « 藤枝市に転入する前の自治体(納付先の自治体)の証明が必要です。発行方法は各自治体にお問合せください »※市町村民税は、1月1日時点で住民票のあった自治体に翌年度の納付を行うものです。住所異動の時期によっては証明を請求する自治体上記と異なる場合があります。
- ⑦空き家報告書(第2号様式)
- ⑧移住レポート(第3号様式)  
提出されたレポートは、藤枝市が行う移住の啓発活動に使用します(藤枝市のホームページへの掲載など)。

#### 移転事業(引越し費用の補助)を申請する世帯のみ必要な書類

- ・引越業者の領収書の写し
  - ・引越業者の見積書の写し(領収金額の内訳を確認するため見積書も必要です)
- ※移転事業が申請できるのは、市外から転入した世帯のみです。
- 
- ※物を運ぶ作業以外の付随的な費用(エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等)は補助対象となりません。
- 
- また、引越し業者を使わずに引越した場合も補助対象となりません。

#### 妊娠中の方がいる世帯のみ必要な書類

- ・母子手帳の写し(表紙、手帳中のご両親の氏名を記入するページの2か所をコピーしてください)

#### 三世帯同居・近居加算を申請する世帯のみ必要な書類(令和5年2月15日以降に住民票を異動した世帯のみ対象)

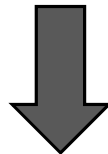
- ・三世帯家庭の親子関係が確認できる戸籍謄本
  - ・二つの住宅間の距離がわかる案内図(三世帯近居に該当する場合のみ)
- ※上記に加え、⑤・⑥の証明書が必要です。

※郵送不可



### 補助金交付決定

書類審査が完了次第、補助金決定兼確定通知書を郵送します。補助金額はこの決定通知にてご確認ください。  
請求書の様式を同封しますので、住所・氏名・お振込み先をご記入のうえ捺印し住まい戦略課まで提出してください。



### 補助金の支払い請求

請求書を提出してください。支払まで1ヵ月程度お時間をいただきます。

- ①請求書(第15号様式)
  - ②通帳の写し(又は窓口で通帳の原本確認)
- ※郵送可